

令和9年度 こども園・保育所(園)入所(園)申込のお知らせ

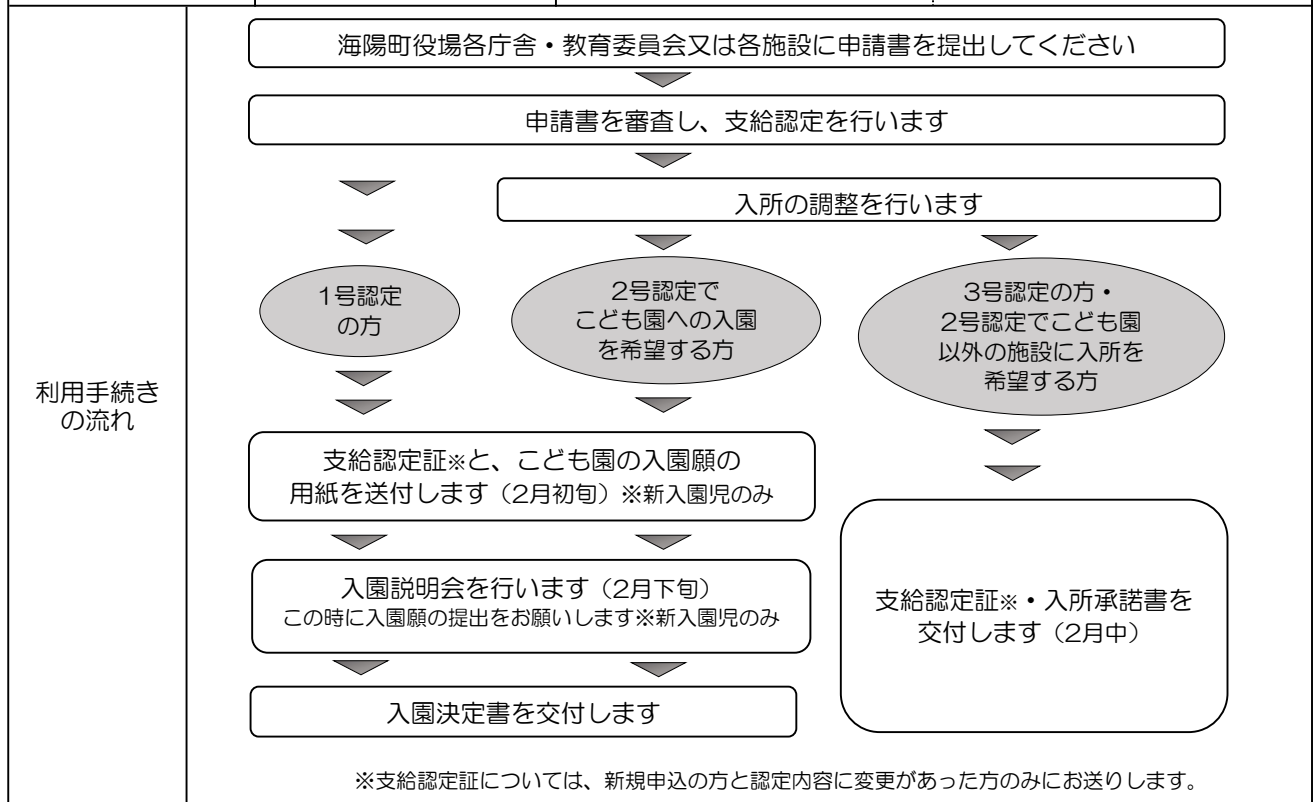
令和9年度のこども園・保育所(園)の入所(園)申込みを次のとおり受付します。

入所(園)を希望される方は、手続きをしてください。

こども園、保育所等の施設の利用を希望される場合は、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けていただく必要があります。また、保育施設の利用にあたっては、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

※令和9年4月1日時点の年齢（令和6年4月1日以前出生の方は、“3歳以上”となります。）

支給認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	3歳以上※で、教育を希望される場合 (保育は必要としない)	3歳以上※で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望される場合	3歳未満※で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望される場合
利用できる施設	かいうこども園 (教育部分) 3歳児～5歳児	かいうこども園(保育部分) 3歳児～5歳児	かいう保育所 10ヶ月～2歳児
		二葉保育園 3歳児～5歳児	二葉保育園 10ヶ月～2歳児
		穴喰保育所 3歳児～5歳児	穴喰保育所 6ヶ月～2歳児



■入所(園)の申込受付について

◎日時 令和8年11月2日(月)～11月20日(金)

月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

◎受付場所 ※申込書は役場各庁舎・教育委員会・各施設にてお渡しいたします。

海陽町役場 海南庁舎 住民環境課

海陽町役場 海部庁舎 子どもあゆみ保健課 73-4313 (お問い合わせ先)

海陽町役場 穴喰庁舎 観光交流課

海陽町教育委員会 73-1246 (お問い合わせ先)

町内こども園・各保育所(園)

◎年度途中の入所を希望される方も申込をしてください。

年度途中で申込は可能ですが、希望に添えない場合があります。

保育士の確保等、受け入れ体制の準備があるため、できるだけ早めの連絡・申込をお願いします。

出産予定の方も、令和9年度中に入所予定があれば申込をお願いします。

【こども園・保育所（園）の利用を希望される方】

■認定区分

入所（園）を希望する場合は、子どもあゆみ保健課（海部庁舎）で認定を受けていただく必要があります。

区分	対象年齢	利用できる施設
1号認定	3歳以上※ の子どもで、幼児教育を希望される場合。 （保育は必要としない。）	こども園（教育部分）
2号認定	3歳以上※ の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、 保育園、こども園で保育を希望される場合	こども園（保育部分） 保育所（園）
3号認定	3歳未満※ の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、 保育園で保育を希望される場合	保育所（園）

※令和9年4月1日時点の年齢（令和6年4月1日以前に生まれた方は、“3歳以上”となります。）

■保育の必要性の認定基準（2号認定・3号認定）

保育所（園）・こども園（保育部分）へ入所できる児童は、保護者が、次のいずれかの状態に該当することにより保育をすることができないと認められる場合に認定されます。

就労（48時間以上）	フルタイム・パート、居宅内就労等 基本的にすべての就労が対象	・フルタイム勤務（月120時間以上の就労） →保育標準時間 ・パートタイム勤務（月120時間未満の就労） →保育短時間
妊娠・出産	母親が出産の前後	保育標準時間 （注）出産予定月の前2ヶ月と後3ヶ月までの 期間のみの認定となります。
疾病・障害	保護者が病気や心身に障害があるとき	保育標準時間
親族の介護・看病	同居または長期入院等している親族を 介護・看病していること	基本的に保育短時間 ＊看護等の時間に応じて 保育標準時間（要相談）
求職活動	就労予定、起業準備を含む	保育短時間 ＊ <u>認定期間は90日。</u> <u>引き続き入所を希望する場合は</u> <u>更新手続きが必要です。</u>
児童虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	保育標準時間
育児休業	育児休業取得時に、 <u>すでに保育所（園）</u> <u>を利用している兄弟がいて継続利用が必</u> <u>要であるとき。</u>	保育短時間
その他	上記に類する状態にあると町長が認めた 場合	保育の必要な事由の時間 に応じる

■利用区分について

2号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの利用区分になります。

保育標準時間利用	フルタイム勤務の方（最大利用時間 11時間） ただし、開所時間は保育所によって異なります。
保育短時間利用	パートタイム勤務の方（最大利用時間 8時間） ただし、利用時間は、保育所によって異なります。

※保育標準時間認定となる場合でも短時間を希望できます。（逆は希望できません）

■入所申込に必要なもの

【1号認定】

- (1) 教育・保育給付認定申請書（兼保育所（園）入所申込書）・・・・・・申込児童1人につき1枚
- (2) 入所前食物アレルギー児童状況確認票（新入園児でアレルギーがある児童のみ）
- (3) 保育給付に係るマイナンバー（個人番号）届出書及び個人番号確認書類・本人確認書類

＊令和8年1月1日現在、海陽町に住民票のない方のみ必要

【2・3号認定】

- (1) 教育・保育給付認定申請書（兼保育所（園）入所申込書）・・・・・・申込児童1人につき1枚
- (2) 保育に欠けることを確認するための書類・・・・・・保護者1人につき1枚

＊申込児童の父母について、次の書類が必要です。該当するものを提出してください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し（父母の名前、出産予定日が記載されているページ）
疾病・障害	医師の証明書・身体障害者手帳等（病気を証明できるもの）
介護・看護	介護・看護申告書及び診断書または身体障害者手帳等の写し
求職活動	求職活動をしていることがわかるもの。（ハローワーク登録証明書・求職活動状況申告書等）
育児休業中の継続利用	就労証明書

- (3) 入所前食物アレルギー児童状況確認票（新入園児でアレルギーがある児童のみ）
- (4) 保育給付に係るマイナンバー（個人番号）届出書及び個人番号確認書類・本人確認書類

＊令和8年1月1日現在、海陽町に住民票のない方のみ必要

■認定を受ける場合の注意事項

(1) 単に「下の子の保育に手がかかるから」「集団生活に馴れさせるため」「社会生活を身につけさせるため」「友だちがいないから」「遊ぶ場所がないから」という理由だけでは入所できません。（2・3号認定）

(2) 保育所（園）等の入所基準に該当する方で、児童に心身の障がいがあると思われるとき、または食物アレルギーがある場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込の時に必ずお申し出ください。

＊なお、上記の要件に該当しても、次のような場合には、入所できないことがありますので、あらかじめご承知ください。

(1) 希望者が多数いるため、定員や保育士数等に余裕がない場合。

（第2希望・第3希望の保育所（園）に入所決定する場合があります。）

(2) 保育所（園）へ入所できる基準の該当理由により、保育の実施期間の希望に添えない場合。

■保育料について

- ・0～2歳児クラスについて
令和7年9月分より、徳島県と海陽町の事業により無料となっています。
(※海陽町の保育認定を受けた子が対象です。)
- ・3～5歳児クラス及び、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯について
令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化により無料となっています。

※延長保育利用料や保育所等で徴収される用品代、3～5歳児にかかる主食費は無償化対象外となります。

- ・保護者の方にご負担いただく保育料は無料となっていますが、引き続き「保育料の階層区分」の決定が必要です。父母の「町民税所得割額」の合算により保育料の階層区分が決定しますので、所得確認へのご協力をお願いします。

◎令和9年4月分から8月分の保育料の階層区分・・・・・・・・・・ 令和8年度 町民税額

◎令和9年9月分から令和10年3月分の保育料の階層区分・・・・・・・・ 令和9年度 町民税額

■預かり保育について（1号認定の方）

教育時間以外の朝（7時30分～8時30分）と夕方（14時から18時00分）や土曜日と長期休業日について、希望者を対象に預かり保育を実施します。

利用時間に応じた利用料が必要になります。

◎30分につき・・・100円 ◎長期休業日・・・1日800円（半日400円）

■延長保育について（2・3号認定の方）

利用区分を超えて、保育を利用する場合は、延長保育となり延長保育料がかかります。

延長保育料の納付は、できる限り口座振替でお願いします。

◎30分につき・・・100円

■教育・保育給付認定申請書（兼保育所（園）入所申込書）の記入上の注意

（1）教育・保育給付認定申請書（兼保育所（園）入所申込書）は、入所を希望する児童1人につき1枚使用してください。

（2）①世帯の状況の「児童の世帯員」の欄は同居者全員を記入してください。

（3）入所児童の年齢は、次の表により記入してください。

5歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日生
4歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
3歳	令和5年4月2日～令和6年4月1日生
2歳	令和6年4月2日～令和7年4月1日生
1歳	令和7年4月2日～令和8年4月1日生
0歳	令和8年4月2日～

（4）保育料の階層は、税務出納課課税台帳等の資料によって決定します。調査するには保護者の同意が必要となりますので、同意確認欄に署名してください。

（5）記入に当たっては、記入例を参考にしてください。

■お問い合わせ先

海陽町役場 子どもあゆみ保健課（海部庁舎）保育所担当 TEL 73-4313

海陽町教育委員会 教育政策課 こども園担当 TEL 73-1246